

# 児童相談システム設計・開発業務 提案説明書

## 1. 業務名

児童相談システム設計・開発業務

## 2. 趣旨

本説明書は、「児童相談システム設計・開発業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

## 3. 本業務の背景と目的

札幌市（以下「本市」という）では児童相談所（以下「児相」という）において、主に児童の養育などに関する相談対応、児童虐待・通告にかかる調査及び指導、児童の身柄の保護などの業務を行っている。

また、各区に設置の保健福祉部健康・子ども課家庭児童相談室（以下「家児相」）において、主に児童の養育などに関する各種相談などの対応を行っている。

これらの各種業務の効率化を図るため令和元年度にそれぞれの組織の業務に対応したシステム（児童相談システム、家庭児童相談室システム、以下「現行システム」という。）を導入し、運用している。

現行システム導入後も児相、家児相での相談対応件数は増加傾向にある中で児童相談体制の強化の一環として、現在、2システムで管理しているデータを一元化し、関係部門との情報共有や本市の他システムとのデータ連携を行うことで、より充実した相談支援の実現ができる拡張性の高いシステムを構築する。

## 4. 業務の内容

業務の内容等については、別紙「調達仕様書」を参照すること。

なお、仕様書の内容は公募開始時点で想定している内容であり、一部の内容の変更となる可能性がある。

## 5. 予算規模

51,612,000 円を上限とする。（消費税及び地方消費税の額を含む）

※ 契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

※ 別途調達予定の、本システムで必要となるハードウェア及びソフトウェア等の賃貸借費用及び保守費用（構築で必要になるタイミングから令和 12 年 9 月 30 日までの費用）、システム運用・保守費用（稼働後、令和 12 年 9 月 30 日までの費用）等その他必要となる費用については、総額 29,400,000 円以内（税込）を想定。

※ また、本件に係る予算は、令和 7 年第 1 回定例市議会において令和 6 年度予算の繰越明許費の議決を得ることが前提となっている。

## 6. 履行期間

契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日（火）まで

## 7. 本業務の実施部局

札幌市子ども未来局児童相談所地域連携課

〒060-0007 札幌市中央区北7条西 26 丁目 1-1

電話：011-622-8620 FAX：011-622-8701 E-Mail：kodomo.jisou@city.sapporo.jp

## 8. 質問の受付及び回答

企画競争に関する質問は、企画競争に関する質問書により提出すること。質問者には、FAX 又は E-Mail により回答を送付するとともに、質問の要旨及び回答は、質問者の名を伏せて札幌市ホームページ上に掲載する。

### (1) 提出書類

企画競争に関する質問書（別紙様式）

### (2) 提出方法

FAX 又は E-Mail により提出すること。

E-Mail で提出する際は、件名を「児童相談システムに係る設計・開発業務企画提案に関わる質問」とすること。

### (3) 提出先

「7 本業務の実施部局」に同じ

### (4) 受付期限

令和 7年 3月 3日（月）17 時必着

## 9. 提案書等の提出及び審査方法

別紙「提案書作成要領」のとおり

## 10. 参加資格について

### (1) 参加者の資格要件

応募者は次の要件をすべて満たすものとする。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。

ウ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

エ 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

オ 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

カ 元請として政令市における児童相談システムの導入実績が複数あり、本システムの公示日・および稼働日で他自治体にて稼働している実績が複数以上存在すること。ただし、今回提案するシステムと当該実績のシステムが異なることは認めない。

キ 市内もしくは道内に拠点がある事業者であること。

### (2) 参加資格の審査等

参加意向申出書及び提出書類に基づき参加資格を審査し、審査結果は、提出期限の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に通知するものとする。

ア 参加資格を満たした者には、適当な方法により通知を行なう。

- イ 参加資格を満たさなかった者には、参加資格を満たさなかった旨及びその理由を記載した書面により通知を行なう。

## 1.1. 契約候補者の選定

### (1) 選定方法

子ども未来局内に設置する「児童相談システムに係る設計・開発業務企画競争実施委員会」（以下、「委員会」という。）において、下記評価基準に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングをもとに評価を行ない、総合的に最も優れた能力を有すると認められたものを契約候補者として選定する。

### (2) 評価基準

評価に当たっては、企画競争評価基準書に基づく総合点数方式（満点：800点）とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。

ただし、総合点数が満点の6割(480点)に満たない場合、契約候補者としない。

### (3) 最高得点者が2者以上ある場合（同点の場合）の決定方法

審査の結果、最高得点者が2者以上となった場合は、積算書で提示された参考価格の低い者を選定する。

### (4) 応募者が1者のみの場合の取扱い

応募者が1者のみであっても、最低基準点である480点を超えた場合は契約候補者とする。

### (5) 評価結果の通知

審査後速やかに、参加者全員に対し、E-Mail又は文書で結果を通知する。

### (6) 契約について

本市は、契約候補者のうち、総合点数が最も高い者（以下「最優秀者」）と協議を行い、協議が整ったときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて本業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合は、契約候補者のうち総合点数が上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて本業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性格上、当該契約にあたり、事業者が提案した企画提案内容（積算書の内容を含む。）を全て実施するものではなく、契約内容については別途協議する。

## 1.2. 留意事項

- (1) 本業務の実施に要する一切の費用は、本件委託費に含めて積算すること。
- (2) 本業務において利用する施設の設備、備品又は貸与物品等の破損、汚損や、本業務の従事者又は参加者等の怪我等への補償等が必要となる場合は、受託者の責任においてこれを適切に処理すること。
- (3) 本業務の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。
- (4) 札幌市ホームページ (<http://www.city.sapporo.jp/>) には、質問に対する回答やその他企画競争に関する情報を掲載することがあるため、随時閲覧すること。
- (5) 本調達については、本調達に係る予算措置の成立を条件とする。
- (6) この説明書に定めのない事項、または疑義を生じた事項については、その都度本市および提案者が協議の上定めるものとする。

### 1 3. 問い合わせ先

担 当：札幌市子ども未来局児童相談所地域連携課（担当：渡辺）

住 所：〒060-0007

札幌市中央区北7条西 26 丁目 1-1電 話：011-622-8620

F A X：011-622-8701

E-Mail：kodomo.jisou@city.sapporo.jp

以上